

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【公表番号】特表2008-528644(P2008-528644A)

【公表日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2007-553503(P2007-553503)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 L	2/18	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/49
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/39
A 6 1 K	8/41
A 6 1 Q	5/02
A 6 1 Q	5/12
A 6 1 Q	17/04
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 Q	19/10
A 6 1 L	2/18

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月23日(2009.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

ピロクトンオラミン(1-ヒドロキシ-4-メチル-6-(2,4,4-トリメチルペンチル)-2(1H)-ピリドンの2-アミノエタノール塩、商業製品はOctopirox<sup>(R)</sup>)及び2-フェノキシエタノールまたはベンジルアルコールを、化粧料組成物の防腐に使用することは公知である。“Seifen -Oele - Fette - Wachse”(石鹼-油-脂肪-ワックス), 116, No. 9 / 1990, 第345~356頁には、ピロクトンオラミンをシャンプーに使用できることが記載されており、この際、充分な防腐作用のためには、0.5~1重量%の量のピロクトンオラミンが必要である。O/Wエマルション及びW/Oエマルションの場合には、0.5重量%の使用量でのピロクトンオラミンの抗菌作用は不十分である。